e　⑶ａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない１年を１事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

［削る。］

(a)　半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね６月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における中間貸借対照表（提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第326条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

［削る。］

［削る。］

(b)　［略］

［ｆ・ｇ　略］

⑶　組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

ａ　［略］

ｂ　ａの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書

ｃ　ａの有価証券報告書又はｂの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

⑷　［略］

e　⑶ａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない１年を１事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a)　四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね３月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表（提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第83条第２項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。）を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後３月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね６月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね９月から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後９月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね７月から９月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度に係る中間貸借対照表（提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、中間財務諸表等規則第74条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　［同左］

［ｆ・ｇ　同左］

⑶　［同左］

［同左］

ａ　［同左］

ｂ　ａの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあっては、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書

ｃ　ａの有価証券報告書又はｂの四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

⑷　［同左］